
PCB特別措置法及びJESCO法の一部を改正する法律の 概要

令和8年8月18日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の概要



- PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会や廃棄物処理制度小委員会等で検討された内容を踏まえ、PCB 特別措置法及び JESCO 法の一部を改正する法律案を第 221 回特別国会に提出し、国会審議を経て当該法律案が賛成多数で可決され、令和 8 年 6 月 19 日に公布された。

現状・課題

<高濃度PCBに係る課題>

- ・ 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品（廃棄物みなし）の法定の処分期間を徒過。令和 8 年 3 月末で**中間貯蔵・環境安全事業（JESCO）におけるPCB処理事業が終了**したが、今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める必要**。

<低濃度PCBに係る課題>

- ・ 低濃度PCB廃棄物の法定の処分期間内（令和 9 年 3 月末）徒過後も、**低濃度PCB廃棄物は相当数発生**するため、令和9年 4 月以降の**低濃度PCB廃棄物の取扱いを定める必要**。

改正内容

（PCB法の改正）

<高濃度PCB>

- ・ 新たに発見される高濃度PCB廃棄物を適正に処理するため、処分期間の規定を見直し、5 年以内で政令で定める期間内の処分を義務付け。
- ・ **今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分**※。

※ 民間処理施設での処理に係る基準等は
廃棄物処理法の告示改正で措置

（JESCO法の改正）

- ・ 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止し、処理施設の解体撤去等を実施。
- ・ ノウハウ等を活かして、PCB廃棄物の処理に関する支援を実施。

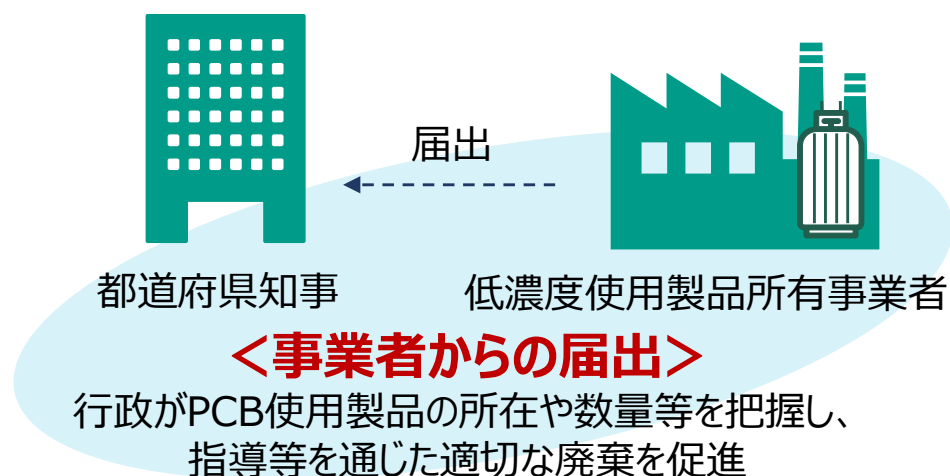
<低濃度PCB>

- ・ 使用終了後の適正な処分を図るため、**低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設**。
- ・ 処分期間の規定を見直し、5 年以内で政令で定める期間内の処分を義務付け

<施行期日> 令和 9 年 4 月 1 日（改正JESCO法の施行は政令で定める日）¹

低濃度PCB使用製品の届出・管理等（新設）

- 目的規定、定義規定について所要の改正を行う。（第1、2条関係）
- 低濃度使用製品所有事業者は、低濃度PCB使用製品の所有及び使用の状況、使用の場所、使用の終了の見込み等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。
（第8条関係）
- 低濃度使用製品所有事業者は、届出をした低濃度PCB使用製品について、政令で定める基準に従い管理しなければならないものとする。（第9条関係）
- 電気事業法第2条第1項に定める電気工作物であって政令で定めるものについては、電気事業法の定めるところによるものとする。（第11条関係）



高濃度PCB廃棄物・低濃度PCB廃棄物の届出・処分等（改正）



- 届出をした低濃度PCB使用製品の使用を終了した事業者又は保管する廃棄物がPCB廃棄物（高濃度・低濃度）であると判明した事業者は、その使用を終了したとき又は判明したときは、PCB廃棄物の保管の状況、保管の場所等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。（第12条、第19条、第22条関係）
- PCB廃棄物の保管の届出をした事業者は、低濃度PCB使用製品の使用を終了した日又は保管する廃棄物がPCB廃棄物であると判明した日から5年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までにPCB廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならないこととする。（第12条、第19条、第22条関係）

※ 高濃度PCB使用製品は高濃度PCB廃棄物とみなす。

これまでの一律の処分期間内の処分義務付けから、個々のPCB廃棄物毎に設定される処分期間内の処分の義務付けへと見直し

（高濃度：少量・散発的に発見される廃棄物への対応、低濃度：使用を終了する製品等への対応）



<事業者からの届出>

① 処分期間の起点、② 保管の状況、④ 処分完了を報告

<期間内処分の義務付け>

個々のPCB廃棄物毎の処分期間内に処分

(参考) 未処分のPCB廃棄物の取り扱い



<経過措置>

- 改正法の施行日（令和9年4月1日）より前から保管・届出されたPCB廃棄物の取扱いを附則に定める。

改正法附則に定める経過措置

保管・届出時期		適用 ※ 1
高濃度PCB廃棄物	旧法の処分期間内 (令和5年3月末等まで)	旧法 (処分期間を徒過)
	旧法の処分期間後から 法施行日までの間	新法 ※ 2 (法施行日を判明日 ※ 3 とみなす)
低濃度PCB廃棄物	旧法の処分期間内 (令和9年3月末)	旧法 (処分期間を徒過)

※ 1 法施行前に実施した行政代執行に係る費用の徴収は引き続き可能とする。

※ 2 旧法の処分期間中は、関係省庁、地方公共団体、関係団体の総力を挙げての掘り起こし・総ざらいが行われたことを踏まえれば、処分期間内に発見されなかったことは事業者には強い帰責性があるとは言えず、処分期間後に発見され届け出られた高濃度PCB廃棄物は法施行日を判明日とみなして新法の規定を適用することとする。

※ 3 新法の処分期間の起点となる日

その他（新設及び改正）

- 都道府県等のPCB廃棄物処理計画の策定義務に係る規定等を削る。（旧第7条、第9条関係）
- 指導及び助言、承継の届出、報告の徴収及び立入検査等の規定の対象に低濃度PCB使用製品の届出をした者を加えることとする。（第10条、第17条、第32条、第33条関係）
- 環境大臣は、PCB塗布施設等の所有又は管理に係る事業を所管する大臣に対し、低濃度PCB廃棄物の飛散の防止について必要な措置を講ずることを要請できるものとする。（第29条関係）
- 低濃度PCB使用製品の届出義務違反等を罰則の対象とする。（第42条関係）

 **高濃度PCB廃棄物のJESCOによる処理が終了することから、計画的処理を前提とした都道府県事務を見直し、新たな制度への対応に重点化できるように規定を改正する**

高濃度PCB廃棄物の計画的処理を前提とした都道府県事務に関する規定

廃止

- PCB廃棄物処理計画の策定
- 保管等の状況の公表



改正法に基づく都道府県事務に関する規定

- 個々のPCB廃棄物毎に設定される処分期間内の処分への対応
- 低濃度PCB使用製品、低濃度PCB使用疑い製品等への報告徴収、立入検査

※計画策定や保管状況の公表はJESCOでの高濃度PCB廃棄物の計画的処理を達成するためのものであり、規定を廃止しても特段の支障は生じない

JESCOの事業範囲の見直し

- JESCOの事業から「PCB廃棄物の処理を行うこと」を削る。等
(第7条、第11条、第17条関係)

- JESCOのPCB処理事業は令和7年度末で終了。
- 処理施設の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去は引き続き実施し、PCBの適切な廃棄を確保。

設備の解体撤去の様子（北九州PCB処理事業所の例）



解体撤去前



解体撤去中



解体撤去後